



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

News Release 報道関係者各位

2012年2月21日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、本日、東京地方検察庁刑事部に対して、1月12日に提出した告発状（同月17日受理済）の追加意見として、2回目の捜査要請書を提出しました。

2月17日に東京地裁で開かれた陸山会事件をめぐる公判で、大善文男裁判長が、小沢一郎の元経理担当秘書、石川知裕衆議院議員の供述調書の全てを証拠として採用しないことを決定したことを受けまして、当「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」は、本日、東京地検刑事部に二度目の捜査要請書を提出いたしました。

田代検事の報告書の食い違いは、田代検事の「単なる記憶違い」といえるものではないことは当会の告発状でもすでに指摘しているとおりでありますが、裁判所が、「にわかには信用できない」と証拠決定書で指摘した事実は、非常に重要です。

また、この報告書が、主任検事でも特捜部長でも副部長でもない田代検事が独断で作成したとは思われないことも、すでに当会の告発状で指摘しておりましたが、同様に、裁判所でも「田代の取り調べは個人的なものではなく、組織的なものだったと思われる」と、組織的なものであった可能性を認定しています。

陸山会事件を審理する裁判所が、石川氏の供述調書の証拠請求を却下した以上、「陸山会事件の公判に影響を及ぼす」ことが、同報告書に係る虚偽公文書作成罪に関する捜査を差し控える理由にならないことは、もはや明らかです。

したがって、東京地検は、この裁判所の決定を重く受け止め、虚偽公文書作成および行使の罪状が、田代政弘検事だけではなく、その組織的な背後関係も捜査の対象としつつ、すみやかに捜査に着手されることを、また、そうでなければ、国民の信頼は到底回復できないものであることを理解されることを、東京地検刑事部に強く要請するものです。



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

<健全な法治国家のために声を上げる市民の会について>

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、芸術家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。これまで、当会では、村木厚子さんの冤罪事件で証拠の改竄をおこなった前田恒彦元検事を「特別公務員職権濫用罪」での告発を行い、これを不起訴処分とした決定に対して、検察審査会に申し立てをおこなうなど、健全な法治国家を実現するための活動を積極的に展開しています。また、明治大学大学院とのコラボレーションでシンポジウム「検察、世論、冤罪」を3回にわたり開催し、社会的な提言活動を行ってきました。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

ホームページ：<http://shiminnokai.net/>

<添付書類>

- ・ 本ニュースリリース
 - ・ 捜査要請書（その2）
-

以上

《本発表に関するお問い合わせ》

健全な法治国家のために声をあげる市民の会 広報担当：加藤、京谷

E-mail：shiminnokai21@gmail.com FAX：03-4333-0442

URL：<http://shiminnokai.net/>